

岩手県告示第435号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更したいので、その旨告示する。

令和6年8月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 大槌町赤浜鳥獣保護区
- 2 区域 上閉伊郡大槌町地内の国道45号線と県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み町道吉里吉里旧国道線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道吉里吉里海岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み船越湾へ続く私道との交点に至り、同点から北東に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み県道大槌小釜線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 この地域は、一部が三陸復興国立公園に指定されており、自然とのふれあいの場としての効果が期待されている。

またこの地域には、ヤマガラ、トビ、カシラダカ等の鳥類を中心とした鳥獣が多く生息しており、鳥獣の良好な生息地となっている。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和6年8月20日から同年9月2日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部